

盛土規制法（以下「法」）に関するよくある質問

1 規制区域指定の際の工事の届出について

Q 1：規制区域指定の際の工事の届出（法第21条第1項）に様式はありますか？

A 1：市ホームページ(<https://www.city.saitama.lg.jp/005/003/021/006/p002761.html>)

「盛土規制法の施行に伴う本市の対応」の「リンク先：宅地造成及び特定盛土等規制法許可申請等様式（国・市様式）」＞「1. 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則様式（国様式）」のN o 10「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書」（様式第十五）若しくはN o 11「土石の堆積に関する工事の届出書」（様式第十六）を使用してください。

Q 2：規制区域指定の際の工事の届出（法第21条第1項）には、添付書類は必要ですか？

A 2：以下の一定規模を超える工事については、位置図や土地の平面図等の添付が必要です。

＜宅地造成又は特定盛土等に関する工事＞

- ① 盛土をした土地の部分に高さが2 mを超える崖を生ずることとなるもの
- ② 当該切土をした土地の部分に高さが5 mを超える崖を生ずることとなるもの
- ③ 同時にする盛土及び切土をした土地の部分に高さが5 mを超える崖を生ずることとなるもの
- ④ ①又は③に該当しない盛土であって、高さが5 mを超えるもの
- ⑤ ①～④のいずれにも該当しない盛土又は切土で、土地の面積が3, 000 m²を超えるもの

表 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書に添付する書類等

書類等の種類	明示すべき事項	縮 尺	備 考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	1/2,500 以上	等高線は、2メートルの標高差を示すものとする こと。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500 以上	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。
土地付近状況写真	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真		
その他市長が必要と認める書類			

＜土石の堆積に関する工事＞

- ① 高さが 5 m を超える土石の堆積で、その面積が 1, 5 0 0 m² を超えるもの
 ② ①に該当しない土石の堆積で、その面積が 3, 0 0 0 m² を超えるもの

表 土石の堆積に関する工事の届出書に添付する書類等

書類等の種類	明示すべき事項	縮 尺	備 考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	1/2,500 以上	等高線は、2メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500 以上	
土地付近状況写真	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真		
その他市長が必要と認める書類			

Q 3 : 規制区域指定時（令和 7 年 5 月 2 6 日）に工事に着手している場合には届出が必要とのことですが、「着手」とは、どの時点を指しますか？

A 3 : 土地の形質変更又は土石の堆積が行われた時点を指します。

Q 4 : 申請書に代表地点の緯度・経度を記載する欄がありますが、どのように調べればよいですか？

A 4 : 緯度・経度を調べる際は、世界測地系に従って現地で計測するほか、国土地理院が公表している地理院地図等で確認する等の方法があります。